

# カビテ領事出張サービス(6月23日(土))のお知らせ

## 在フィリピン日本国大使館

当館では、カビテ州、ラグナ州、及びモンテンルバ市周辺に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、6月23日(土)、PRA日本人倶楽部南ルソン支部の協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。是非この機会に当館の領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。同会会員でない方もご利用ください。

なお、領事出張サービスの主要目的の一つは在外選挙登録の促進です。来年夏までには、衆議院・参議院の選挙がそれぞれ実施されますので、まだ在外選挙登録がお済みでない方は、この領事出張サービスを利用して登録申請してください。

1. 日時:	2012年6月23日(土) 10:00~13:00
2. 場所:	<u>日本人退職者向け保養施設「アモーレの里」(CLUB AMORE) ホール</u> カビテ州シラン町タータリア BRGY. TARTARIA, SILANG, CAVITE 【行き方】マニラ方面から南ルソン高速道路(SLEX)を STA. ROSA(サンタ・ロサ)出口で下車し、国道を右折、TAGAYTAY(タガイタイ)方面へ約20分直進した左手。(途中「アモーレの里」の日本語案内板あり。) 【当日の連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:02-781-3840 (「アモーレの里」)
3. 取扱業務:	(1) <u>在外選挙の申請</u> 海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院・参議院の比例区・(小)選挙区の選挙、それらの補欠選挙、再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。 申請のためには、本人確認のため <b>日本国旅券の提示</b> が必要です。 (旅券が提示できない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した <b>顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証(ACR)、外国人雇用許可証(AEP)等)</b> をお持ちください。 なお、同居家族(日本国籍)による <b>代理申請の場合の必要書類</b> は以下をご覧ください。 <a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/registration%20for%20overseas%20election.htm#9</a> (2) <u>在留届、変更届及び帰国届の届出</u> 外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、 <b>在留届の提出</b> が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は**変更届**、帰国予定の方は**帰国届**の提出が必要です。

(3) **旅券の申請、交付**

当日、旅券の**申請**をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

当日、旅券の**交付**を受ける方は、**6月15日(金)までに**当館窓口またはPRA日本人倶楽部南ルソン支部(担当等:下記参照)経由で事前申請していただく必要があります。(当館窓口で事前申請された場合は今回の出張サービスで**交付を希望する**旨忘れずにお知らせください。なお、同支部経由では旅券の紛失に伴う新規発給と帰国のための渡航書の申請は不可。)

<PRA日本人倶楽部南ルソン支部の担当等>

受付:6月11日(月)~6月15日(金)午前10時~午後4時(事前に電話連絡要)。旅券顔写真ページのコピー要添付。

濱田寛(ラグナ州在住):0917-841-2478 / hamadaletter@yahoo.co.jp

小川繁樹(カビテ州在住):0918-916-1439 / sogawacup@yahoo.co.jp

堀井満重(モンテルパ市在住):0918-918-6526 / horii@pltdsl.net

門田昌昭(ラグナ州在住):049-541-0915

中山恒夫(ラグナ州在住):0908-434-3655

(4) **(運転免許証、在留、署名、婚姻要件具備、出生、婚姻等)各種証明書の申請、交付**

当日、証明書の申請をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

当日、証明書の交付を受ける方は、**6月15日(金)までに**当館窓口またはPRA日本人倶楽部南ルソン支部(担当等:上記参照)経由で事前申請していただく必要があります。(当館窓口で事前申請された場合は今回の出張サービスで**交付を希望する**旨忘れずにお知らせください。なお、同支部経由では署名証明、警察証明(犯罪経歴証明書)及び婚姻要件具備証明の申請は不可。)

(5) **(出生届、婚姻届、認知届等の)戸籍関係の届出、国籍関係の届出**

(6) **その他各種相談**

大使館からのお知らせ(メールマガジン)の読者登録等。

4. 届出・申請時の必要書類等:

以下当館ホームページをご覧ください。

(1) 旅券 [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_ppt.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_ppt.htm)

(2) 各種証明 [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_cert.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_cert.htm)

(3) 戸籍 [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_koseki.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_koseki.htm)

(4) 国籍 [http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular\\_j/new%20visa/consul\\_kokuseki.htm](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular_j/new%20visa/consul_kokuseki.htm)

5. 注意点:	<p>(1)届出・申請・交付の方は、本人確認のため<b>日本国旅券</b>を持参ください。</p> <p>なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した<b>顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証(ACR)、外国人雇用許可証(AEP)等)</b>を必ずお持ちください。</p> <p>(2)旅券、証明書の<b>手数料</b>は、以下のとおりです。</p> <p><a href="http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees%202012.pdf">http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/consular%20fees%202012.pdf</a></p> <p>現金(ペソ)のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は<b>釣り銭が要らないよう予めご用意ください。</b></p>
6. 問い合わせ先:	<p>在フィリピン日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当</p> <p>【代表電話】02-551-5710 (内線 1413、1407、1408)</p> <p>【領事班直通電話】02-834-7508 (平日 08:30~12:30、13:30~17:15)</p> <p>【F A X】02-551-5785 【電子メール】<a href="mailto:ryoji@ma.mofa.go.jp">ryoji@ma.mofa.go.jp</a> 【所在地】2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila</p> <p>【郵便物宛先】c/o Embassy of Japan, Consular Section(領事班), P.O.BOX 414, Pasay Central Post Office, Pasay City, Metro Manila</p>